

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年2月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号乃至5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

①宮城県の指定区間「江島」

(1)「運航回数」について

江島漁港と女川港との間において、「運航回数」を以下のとおり変更する。

○「3／日」を「2／日」に変更する。

(2)「始終発時刻」について

江島漁港と女川港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発（女川港着）9:00以前、終発（女川港発）15:00以後」を「設定せず」に変更する。

- ・(1)及び(2)の改定理由：出島大橋の供用開始及び陸上交通の整備に伴い、令和7年3月31日より出島への寄港を取りやめ、女川江島航路の直通航路となるが、当該航路を将来にわたり安定的に維持・確保していくためには効率的な運航への見直しが必要である。島民の輸送需要の変化や利用者の大幅な減少に対応するため、予約（デマンド）運航の導入を見据え改定するものである。

(3)「各運航ごとの最低輸送能力」について

江島漁港と女川港との間において、「各運航ごとの最低輸送能力」を以下のとおり変更する。

- 「旅客50人」を「旅客30人」に変更する。

- ・改定の理由：将来予測を含めた江島島民人口と最大利用実績、運航経費削減のためのダウンサイジングを図りながらも貨物輸送能力を確保すること等を検討した結果、改定するものである。

3. 施行日（予定）

令和7年3月31日